

1. 概要

この保険は、株式会社 Secual がサービス「Secual Smart Security（以下「本サービス」といいます。）」を購入されたお客さまをご加入者（被保険者）として、引受保険会社である三井住友海上火災保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）と締結した保険契約です。本サービスで使用される車載器（製造・販売元：Global Mobility Service 株式会社、名称：IoT デバイス「MCCS」、以下「車載器」といいます。）の破損・水濡れ等により損害が生じた場合に保険金としてお支払いします。

2. 対象機器と保険金額

本サービスで使用される車載器が対象となり、本サービスの利用開始日から1年以内が補償対象期間となります。

保険の対象の機器	保険金額	支払い上限回数
車載器	58,000円	1補償年度 1回の事故まで補償

3. 対象事故

■保険金をお支払いする主な場合

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂・爆発
- ④ 風災、雹災、雪災
- ⑤ 落下・飛来・衝突
- ⑥ 水濡れ
- ⑦ 盗難
- ⑧ その他偶然な事故による損害

■保険金をお支払いしない場合

引受保険会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 直接と間接を問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）によって生じた損害
- ② 直接と間接を問わず、差押え、没収、収用、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、火災消防 または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。

- ③ 直接と間接を問わず、保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、かび、変色、変質、さび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他 類似の損害またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
- ④ 直接と間接を問わず、保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害を除きます。
- ⑤ 核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害またはこれらの 特性による事故に随伴して生じた損害
- ⑥ ⑤に規定した以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害
- ⑦ 保険契約者、被保険者（注４）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ⑧ ⑦に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場 合においては、その者（注５）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ⑨ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得さ せる目的でなかった場合を除きます。
- ⑩ 保険の対象に加工（注６）を施した場合、加工（注６）に着手した後に生じた 損害
- ⑪ 保険の対象のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- ⑫ 保険の対象に対する修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害（注７）。ただし、これらの事由によって火災または破裂・爆発が生じた場合を除きます
- ⑬ 外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災（注８）または 破裂・爆発が生じた場合を除きます。
- ⑭ 詐欺または横領によって生じた損害
- ⑮ 紛失または置き忘れによって生じた損害
- ⑯ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害。この場合の損害には、これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
- ⑰ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ（注９）・ 落石等の水災によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害

- (注1) 暴動群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 核燃料物質 使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 保険契約者、被保険者、保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注5) その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注6) 加工修理を除きます。引受保険会社は、特約のない限り、次のいずれかに該当する事由によって生じた 損害に対しては保険金を支払いません。
- (注7) 保険の対象に対する修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害、保険の対象に対する修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣により、その作業部分以外に生じた損害を含みます。
- (注8) 火災焦損害を除きます。
- (注9) 土砂崩れ 崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。